

令和5年4月18日判決言渡・同日原本領收 裁判所書記官

令和4年(ワ)第281号 不当勧誘行為差止・予防措置請求事件

口頭弁論終結日 令和5年3月7日

判 決

5 岡山市北区奉還町一丁目7番7号

原 告 特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

同 代 表 者 理 事 河 田 英 正

同訴訟代理人弁護士 片 岡 靖 隆

10 東京都新宿区西新宿三丁目6番17号

被 告 株式会社 G R A C E

同代表者代表取締役 江 頭 龍 輔

主 文

1 15 被告は、被告が販売する「麴の贅沢生酵素」、「FLOR FURORA」と称する商品等（以下「本件商品等」という。）の代金未納がない消費者に対して、本件商品等の代金を請求してはならない。

2 被告は、被告の代理人に対して、本件商品等の代金未納がない消費者に対して、本件商品等の代金を請求してはならないことを周知・徹底させる措置をとれ。

3 20 被告は、本件商品等の代金未納がない消費者に対して、本件商品等の代金を請求しているときは、当該消費者に対して、当該請求が誤りである旨を通知せよ。

4 訴訟費用は、被告の負担とする。

5 この判決は、第1項ないし第3項に限り仮に執行することができる。

25 事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、適格消費者団体である原告が、被告は、代金未納がない消費者に対し代金請求を繰り返しており、債務弁済契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して不実告知（消費者契約法（以下「法」という。）4条1項1号）を行うおそれがあるなどと主張して、被告に対し、法12条に基づき、代金請求の停止等を求める事案である。

1 前提事実（当事者に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認定できる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、法13条所定の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である（甲1）。

イ 被告は、インターネットを利用した通信販売業務等を目的とする株式会社である。

(2) 書面による事前の請求

原告は、令和4年2月10日付で、被告に対し、本件商品等を購入したことのある消費者が、代金未納がないにもかかわらず、代金請求を受ける事例が多数発生しているとして、主文同旨の差止請求をする旨記載された書面（以下「本件書面」という。）を発送した。本件書面は、同月11日、被告の本店所在地に届けられたが、被告が受領しなかったため、原告のもとに返送された（甲3、4）。

(3) 本件訴えの提起

原告は、令和4年3月31日、本件訴えを提起した。

2 爭点及び争点に対する当事者の主張

争点は、被告が、不特定かつ多数の消費者に対して不実告知（法4条1項1号）を行うおそれがあるか否かである。

(1) 原告の主張

被告は、代金未納がない消費者に対し、あることを前提とした代金請求をしており、債務弁済契約の締結について勧誘するに当たり、重要事項に関して不実告知をするおそれがある。

(2) 被告の主張

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

(1) 消費生活センターに対して、被告が販売する健康食品について不当請求があったとして、消費者から、以下の件数の相談が寄せられた。相談内容は、
①通販で、健康食品の初回無料のお試しを申し込んだ後、定期購入と分かり解約を申し入れたが拒否され、その後も商品が届いたため、2回ほど支払い、さらにその後も法律事務所から何度も請求書が届いた、②注文していない健康食品の代金が未払になっており、支払わない場合は法律事務所に回収業務を委託するなど記載された書面が送られてきた、③数年前に通販で定期購入したサプリの代金が未払になっているとの通知が届いたが、解約済みであり請求される覚えはないなどというものである（甲2、5、6、10～12、弁論の全趣旨）。

期間	相談事例数
R1.12.24～R3.7.26	1436事例
R3.7.27～R3.12.27	82事例
R3.12.28～R4.7.24	27事例
R4.5.1～R4.10.18	4事例

(2) 被告は、令和3年3月31日、弁護士法人大公法律事務所との間で締結していた債権回収業務委託契約を合意解約した。また、被告は、令和4年1月28日、弁護士高橋健一との間で締結していた債権回収業務委任契約が、

同年4月30日をもって終了していることを確認する旨の合意書を締結した（弁論の全趣旨）。

(3) 被告は、令和4年11月9日、司法書士に対し、解散登記手続を速やかに行うよう依頼した（弁論の全趣旨）。

5 2 本案前の主張等について

(1) 被告は、代金未納がない消費者に対して代金請求を行っていないことなどを理由に、原告には当事者適格がないと主張する。しかし、原告は、適格消費者団体として認定されている以上（前提事実(1)ア）、当事者適格を有するのであり、被告主張の事実は、本案で判断すべきものにすぎない。

10 (2) なお、本件書面は、被告の本店所在地に届けられた令和4年2月11日に通常到達すべきであったといえるから（前提事実(2)）、本件訴えは、書面による事前の請求の1週間経過後に提起されたと認められる（法41条1項、2項）。

3 争点に対する判断

15 (1) 認定事実(1)によれば、被告は、令和元年12月頃から令和4年10月頃までの間、本件商品等の定期購入を解約するなどして代金未納がない消費者に対し、多数回にわたり、代金未納があるとして請求した事実が認められる。そうすると、被告は、不特定かつ多数の消費者に対して、代金未納の有無という重要事項について事実と異なることを告げた上、未納代金を弁済する旨の消費者契約の締結について勧誘を行っていたといえる。

20 また、被告が、この勧誘を行っていた期間は少なくとも3年弱と長期にわたっている上、被告は、不実告知はないなどと事実を否定していることからすれば、被告は、同様の行為を行うおそれがあると認めることができる。

25 (2) なお、被告は、弁護士との間で締結していた債権回収業務委託契約を解約しているが（認定事実(2)）、解約日以降も請求を続けており（認定事実(1)）、この事実をもって、不実告知をするおそれがないとするることはでき

ない。

また、被告は、解散登記手続を速やかに行うよう司法書士に依頼しているが（認定事実（3））、4か月近く経過した現在においても解散登記を了したことの裏付ける証拠を提出しておらず、解散する意思を有しているとは認められないから、この事実をもって、不実告知をするおそれがないとすることはできない。
5

4 結論

以上の次第で、原告の請求は理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

10

岡山地方裁判所第1民事部

裁判官 玉野勝則

15

裁判官 中村雅人

20 裁判長裁判官奥野寿則は、転補につき署名押印することができない。

裁判官 玉野勝則

これは正本である。

令和 5 年 4 月 18 日

岡山地方裁判所第 1 民事部

裁判所書記官 伊丹祥恵

